

国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第十五条の四の規定に基づき、受託財産から生じた収益の額及び受託財産の管理に要した費用の額の算定方法を定める告示

平成十八年四月二十八日財務省告示第百九十三号

国有財産法施行令(昭和二十三年政令第二百四十六号)第十五条の四の規定に基づき、受託財産から生じた収益の額及び受託財産の管理に要した費用の額の算定方法を次のように定める。

一 受託財産から生じた収益の額として財務大臣が定める方法により算定した額は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における次に掲げる収益の額を合計して算定するものとする。

イ 受託財産を収益することにより得られる地代、賃料その他の収入

ロ 受託財産から生ずる天然果実の販売に係る収入

ハ イ及びロの収入に係る金銭の運用によって生じた利子

二 受託財産の管理に要した費用の額として財務大臣が定める方法により算定した額は、毎年四月一日から翌年三月三十一日までの間における当該受託財産の管理のために必要な次に掲げる費用の額を合計して算定するものとする。

イ 人件費、事務費その他の一般管理費

ロ 維持修繕費及び機械器具費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、受託財産の管理に要する費用